

第3 水防信号

法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区分		警鐘信号	サイレン
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせるもの	●休止 ●休止	5秒 (15秒) 5秒 ◆————◆ 吹鳴 (休止) 吹鳴
第2信号	水防団員及び消防機関に属する者が全員出動すべきことを知らせるもの	●●●休止●●●	5秒 (6秒) 5秒 ◆————◆
第3信号	市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	●●●●休止●●●●	10秒 (5秒) 10秒 ◆————◆
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のために立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 (5秒) 1分 ◆————◆
備 考		1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号とサイレンを併用することができる。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。	

【水防法】

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号またはこれに類似する信号を使用してはならない。